

佐賀県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

佐賀県人事委員会委員長 江 崎 匡 慶

#### 佐賀県人事委員会規則第4号

佐賀県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年佐賀県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>佐賀県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u></p> <p><u>佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年佐賀県条例第28号）の規定に基づく佐賀県人事委員会に係る行政手続等における<u>情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u>（平成16年佐賀県規則第49号）の規定の例による。</p>	<p><u>佐賀県人事委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u></p> <p><u>佐賀県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年佐賀県条例第28号）の規定に基づく佐賀県人事委員会に係る行政手続等における<u>情報通信技術の利用については、知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u>（平成16年佐賀県規則第49号）の規定の例による。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。